

【条例の対象施設】

公共的施設及び特定施設一覧

公共的施設の区分	公共的施設	特定施設としての条件
I 建築物	1 集会場又は公会堂	すべての施設
	2 児童福祉施設、助産所、障害者支援施設、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、母子保健施設又は隣保館その他これらに類する施設	
	3 博物館、美術館又は図書館	
	4 銀行その他の金融機関の店舗	
	5 小売電気事業、ガス小売事業又は認定電気通信事業を営む店舗	
	6 公衆便所	
	7 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設	
	8 国、地方公共団体又は条例施行規則第15条に規定する者の事務の用に供する建築物	
	9 火葬場	
	10 学校（専修学校及び各種学校を含み、11に掲げるものを除く。）、講習所、訓練所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
	11 特別支援学校	
	12 病院又は診療所	
	13 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
	14 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これに類するサービス業を営む店舗	
	15 飲食店その他これらに類するもの	
	16 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は卸売市場	用途面積200㎡以上
	17 公衆浴場	用途面積300㎡以上
	18 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積500㎡以上
	19 一般公共の用に供される自動車車庫	
	20 展示場	用途面積1,000㎡以上
	21 ホテル又は旅館	
	22 体育館、水泳場、ボウリング場その他のスポーツ施設又は遊技場	
	23 法律事務所、会計事務所、建築士事務所、宅地建物取引業を営む事務所その他これらに類するサービス業を営む事務所	用途面積1,000㎡以上
	24 工場（見学のための施設を有するものに限る。）	用途面積3,000㎡以上
	25 共同住宅、寄宿舎又は下宿の共用部分	30戸（室）以上
	26 1から25までに掲げる建築物の用途のうち2以上の用途に供する部分が存する建築物（2以上の用途に供する部分が明確に区画され、かつ、出入口、廊下その他の建築物の主要な部分を共用しないものを除く。）の共用部分	用途面積1,000㎡以上

公共的施設の区分	公共的施設	特定施設としての条件
Ⅱ 公共交通機関の施設 (Ⅰの建築物以外の部分)	1 鉄道事業法第8条第1項に規定する停車場のうち駅	すべての施設
	2 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル	
	3 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設	
	4 空港法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港	
Ⅲ 道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)	すべての施設
Ⅳ 公園	公園、緑地、遊園地、動物園又は植物園	すべての施設
Ⅴ 建築物以外の路外駐車場	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(自動車車庫、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15号に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場、道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場並びにⅠの項に掲げる建築物及びⅣの項に掲げる公園に附帯する駐車場を除く。)	用途面積500㎡以上